

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 30日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市浪速区湊町1-4-38 近鉄新難波ビル	
氏名 大日本土木株式会社 西日本支店	
執行役員支店長 細野 俊英	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6632-7099	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大日本土木株式会社 西日本支店
事業場の所在地	大阪市管轄区域内 各事業場
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06総合工事業
②事業の規模	完工高 325 億円（西日本支店管内）
③従業員数	213名（西日本支店管内）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2の通り

以降、第2面から第5面までの
実績数値・計画数値は集計用シートにて記載

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・材料の工場加工等により廃材発生の削減、搬入資機材・梱包材の減容化・減量化を図った。 ・作業所が定めた減量化方法を周知させ、また、具体的な実施内容や注意事項を朝礼広場、工事関係者の集合場所に掲示した		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ” ①現状” で実施した項目をさらに推し進める		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・金属くず、段ボール、木くず等、再生利用可能なものについては、取引業者・搬出先の有無を調査の上、有価物と廃棄物に分別して排出を行った
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ” ①現状” で実施した項目をさらに推し進める

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェスト化を進め、煩雑な事務処理作業を低減した ・産業廃棄物収集運搬業者・処理業者に対して、JWNET・ereverseへの加入を奨励した ・作業所に対して、業者選定の際には優良認定処理業者と優先的に委託契約を結ぶように推奨した 		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ”①現状”で実施した項目をさらに推し進める		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

前 年 度 【 2 0 2 4 年 度 】 実 績

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況											委託先による区分					②+⑧ 自ら再生利用 を行った量(t)	③+⑨ 自ら埋立処分又は海 洋投入処分を行った量(t)
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自ら直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した 量 (t)	⑤ ④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した 後埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	(⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)							
コード	名 称										⑪再生利用者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外 の熱回収業者への 処理委託量(t)	⑮その他の中間処理 委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)	⑰優良認定処理業者 への処理委託量(t)			
コード 参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物 の種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自 ら再生利用した量	①の量のうち、中間 処理をせず自ら埋 立処分又は海洋投入 処分した量	①の量のうち、自ら 中間処理した産業 廃棄物の当該中間 処理前の量	④の量のうち熱回 収を行った量	自ら中間処理を行 った後の量	④の量から⑥の量 を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら 利用し、又は他人に 売却した量	⑥の量のうち、自ら 埋立処分及び海洋 投入処分した量	中間処理及び最終 処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業 者への再生利用委託 量(⑬、⑭を除く)	⑩の量のうち、認定 熱回収施設設置者 である処理業者への 焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定 熱回収施設以外 の熱回収業者への 焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託 して破砕等の中間 処理した量(⑮～⑯ を除く)	⑩の量のうち、直接 委託して埋立最終 処分した量	⑩の量のうち、優良 認定処理業者への 委託処理量	②の量と⑧の量を 合計したもの(自動 計算)	③の量と⑨の量を 合計したもの(自動 計算)
1	221	建設汚泥	5,912								5,912	5,912					64	0	0
2	300	廃油	0.2								0.2	0.2						0.0	0.0
3	600	廃プラスチック類	48								48	29						0	0
4	710	紙くず	18								18	18						0	0
5	810	木くず	69								69	69					6	0	0
6	1200	金属くず	2								2	2						0	0
7	1300	ガラス・陶磁器くずお よびコンクリートくず	26								26	26						0	0
8	1322	石膏ボード	25								25	15						0	0
9	1500	その他がれき類	549								549	549						0	0
10	1501	コンクリートがら	7,382								7,382	7,382						0	0
11	1502	アスファルトがら	784								784	784						0	0
12	2010	安定型建設混合廃 棄物	2								2	1						0	0
13	2020	管理型建設混合廃 棄物	73								73	44						0	0
14																		0	0
15																		0	0
16																		0	0
17																		0	0
18																		0	0
19																		0	0
20																		0	0
合計		14,890.11600	0	0	0	0	0	0	0	0	14,890	14,831	0	0	0	0	70	0	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【2025年度】目標

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況											⑩ = ① - ② - ③ - ④ + ⑥ - ⑧ - ⑨ = ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯					⑪ 優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑫ 再生利用を行った量(t)	⑬ ③ + ⑧ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)
		① 排出量	② 自ら直接再生利用した量(t)	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④ 自ら中間処理した量(t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理した後の残さ量(t)	⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩ 直接及び自ら自己処理した後の処理委託量(t)	委託先による区分								
コード	名称	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	⑪ 再生利用業者への処理委託量(t)	⑫ 熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑬ 熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑭ その他の中間処理委託量(t)	⑮ 埋立処分委託量(t)	(t)	(t)	(t)	
コード参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑥の量のうち、自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭除く)	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑫～⑭を除く)	⑩の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの(自動計算)	③の量と③の量を合計したもの(自動計算)	
1	221 建設汚泥	4,000									4,000	4,000					100	0	0	
2	300 廃油	1.0									1.0	1.0						0.0	0.0	
3	600 廃プラスチック類	50									50	30						0	0	
4	710 紙くず	20									20	20						0	0	
5	810 木くず	70									70	70					10	0	0	
6	1200 金属くず	2									2	2						0	0	
7	1300 ガラス・陶磁器くず およびコンクリートくず	20									20	20						0	0	
8	1322 石膏ボード	30									30	18						0	0	
9	1500 その他がれき類	300									300	300						0	0	
10	1501 コンクリートがら	5,000									5,000	5,000						0	0	
11	1502 アスファルトがら	500									500	500						0	0	
12	2010 安定型建設混合廃棄物	3									3	2						0	0	
13	2020 管理型建設混合廃棄物	50									50	30						0	0	
14																		0	0	
15																		0	0	
16																		0	0	
17																		0	0	
18																		0	0	
19																		0	0	
20																		0	0	
合計		10,046	0	0	0	0	0	0	0	0	10,046	9,993	0	0	0	0	110	0	0	

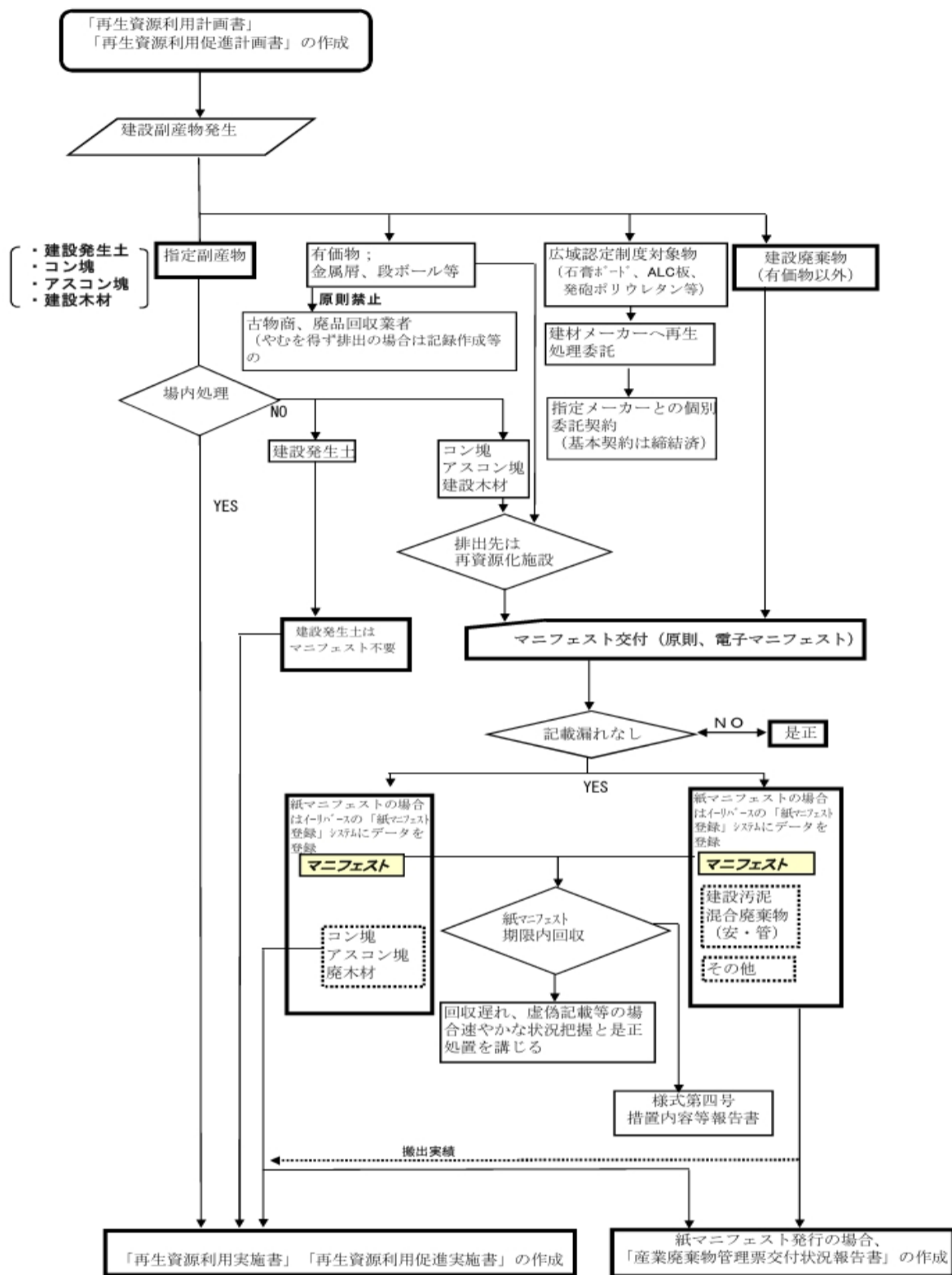
(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

(別紙 1)

I. 実務編

2. 作業所における環境管理

(1) 建設副産物排出管理フロー



※有価物（もっぱら物）の処理については実務編12頁参照

I. 実務編

1. 全社的な環境管理

